

第4回相良村議会3月定例会会議録

令和5年3月10日（金）開会

（第3号）

相 良 村 議 会

令和5年第4回相良村議会定例会（第3号）

令和5年3月10日
午前10時00分開会
於 会議場

1. 議事日程

日程第1 委員会審査の結果報告

総務文教常任委員長報告

議案第9号から議案第14号、議案第26号

産業福祉常任委員長報告

議案第15号から議案第19号、議案第27号から議案第31号

(質疑・討論・採決)

日程第2 発委第1号 相良村議会の個人情報保護に関する条例の制定について

(討論・採決)

日程第3 発議第1号 相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定について

(質疑・討論・採決)

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査申し出の件

(議会運営委員会・常任委員会・特別委員会)

閉 会

2. 出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 川 邊 一 徳 君	6番 西 本 巳喜男 君
2番 坂 田 朋 美 君	7番 高 岡 重 盛 君
3番 永 田 博 人 君	8番 小 善 満 子 君
4番 徳 田 正 臣 君	9番 市 岡 智 恵 君
5番 中 村 重 道 君	10番 黒 木 正 照 君

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席したものの職氏名。(9名)

村 長 吉 松 啓 一 君	保健福祉課長 平 川 千 春 君
教 育 長 緒 方 俊 一 郎 君	建 設 課 長 大 土 手 寛 君
総 務 課 長 川 邊 俊 二 君	教 育 課 長 出 会 宏 光 君

会計管理者 渋谷 美佐江 君 産業振興課長兼農業委員会事務局長 平 田 智 博 君
税務課長 村 山 竜 二 君

5. 本会議の書記

議会事務局長 和 田 耕 君



日程第1 委員会審査の結果報告

○議長（黒木正照君） おはようございます。全員出席でございます。これより本日の会議を開きます。日程に従いまして、日程第1、去る6日の本会議におきまして、常任委員会に付託しました議案第9号、相良村個人情報保護法施行条例の制定についてから、議案第19号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで及び議案第26号、令和5年度相良村一般会計予算から、議案第31号、令和5年度相良村後期高齢者医療特別会計予算まで常任委員会から審査経過並びに結果の報告がなされております。これを議題とします。只今から、常任委員会における審査の経過並びに結果について、常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、高岡重盛君。

{「はい、議長。」と、総務文教常任委員長。}

○総務文教常任委員長（高岡重盛君） 皆さん、おはようございます。総務文教常任委員長、報告いたします。総務文教常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を会議規則第76条の規定により報告をいたします。当委員会に付託されました案件は、議案第9号、相良村個人情報保護法施行条例の制定について、議案第10号、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について、議案第11号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について、議案第12号、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第26号、令和5年度相良村一般会計予算の7件でございます。6日からの連合審査及び8日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第9号、議案第10号及び議案第13号については、個人情報の保護に関する法律の改正による条例の一部改正ですが、相良村個人情報保護法施行条例については、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、実施機関の定義や手数料を無料とすること、また、個人情報の適正な取扱いを確保するための審議会への諮問などについて条例を制定するものです。相良村情報公開・個人情報保護審議会条例については、開示決定等又は開示請求などに係る不作為についての審査請求や、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見についての調査審議等を行う審議会の設置について条例を制定するものです。また、相良村印鑑条例の一部を改正する条例は、現行の相良村個人情報保護条例の廃止に伴い、電子計算機処理の内容について明文化するものであり、議案第9号、議案第10号及び議案第13号については、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第11号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、高度の専門的知識経験又は優れた識見を有す

る者や、一定の期間内に終了することが見込まれる業務又は一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる職員などについての任期を定めた採用に関する条例を制定するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 12 号、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、現行条例において、公文書の開示の請求権者を村内に住所を有する者などと規定しているものを、何人も請求することができるよう、公開請求権を拡大するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 14 号、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、失職の例外について職務上又は交通事故としている規定を削除することにより、地域スポーツの指導、小中学校の P T A 活動、地域ボランティア活動など、公務以外の活動に安心して取り組むことができるよう改正するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 26 号、令和 5 年度相良村一般会計予算については修正案が提出されました。修正内容ですが、歳入については、款 19、繰入金の項 1、基金繰入金から 4,247 万円を減額し、歳出については、款 2、総務費の項 1、総務管理費から 3,300 万円の減額及び款 5、農林水産業費の項 1、農業費から 947 万円を減額し、歳入歳出総額を 41 億 836 万円から 40 億 6,589 万円とするものです。修正案については、総務費の総務管理費、企画費の委託料の川辺川魅力創造事業基本計画等策定業務委託について、事業についての十分な説明がなく、地元の理解も得られていない中で予算が多額であること。また、農林水産業費の農業費、温泉施設管理費の需用費、修繕料について、経営体制が改善されない中で、現時点において、必要性は認められるが、相当性が認められないとの理由により提出され、採決の結果、賛成多数で修正可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようよろしくお願いして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒木正照君） 次に、産業福祉常任委員長、中村重道君。

{「はい、議長。」と、産業福祉常任委員長。}

○産業福祉常任委員長（中村重道君） おはようございます。産業福祉常任委員長、報告します。産業福祉常任委員会に付託されました案件につきまして、当委員会における審査の経過並びにその結果を会議規則第 76 条の規定により報告いたします。当委員会に付託されました案件は、議案第 15 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 16 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、並びに議案第 27 号、令和 5 度相良村国民健

康保険特別会計予算から、議案第 31 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算についての 10 件でございます。6 日からの連合審査及び 8 日の常任委員会において慎重審議しました結果、議案第 15 号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び相良村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものですが、事業所ごとに安全計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じること、事業所外での活動や送迎の際に、利用乳幼児の所在を確認しなければならないこと及び感染症及び食中毒の予防のための研修、訓練の定期的な実施について規定するものです。また、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除し、相良村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例については、感染症や非常災害発生時の業務継続計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じよう努めることを規定するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 16 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法等の改正及び児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布により、子ども・子育て支援法の条項の削除並びに学校教育法の条項の追加に伴う条例の一部改正及び懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 17 号、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定については、子ども・子育て支援法の改正により、相良村子ども・子育て会議条例及び相良村保育の必要性の認定に関する条例の一部を改正するものですが、子ども・子育て支援法の条例の削除に伴う条例の一部改正であり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 18 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、出産育児一時金を 40 万 8,000 円から 48 万 8,000 円に増額するものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 19 号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、部落差別の解消の推進に関する法律に規定する相談体制の充実、教育及び啓発、部落差別の実態に係る調査について反映させるものであり、委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議案第 27 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計予算、議案第 28 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計予算、議案第 29 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計予算、議案第 30 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計予算及び議案第 31 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算については、国民健康保険担当職員の給料を、国民健康保険特別会計に計上すべきではないかとの意見も

ありましたが、必要な予算として委員全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、当委員会の決定どおり賛同賜りますようよろしくお願いいたしまして、産業福祉常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒木正照君） 以上で委員長の報告を終わります。これから委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。はじめに、議案第 26 号、令和 5 年度相良村一般会計予算の原案及び修正案について討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。次に、修正案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。次に、議案第 26 号、令和 5 年度相良村一般会計予算の原案及び修正案以外の議案について討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。この採決は起立によって行います。はじめに、議案第 9 号、相良村個人情報保護法施行条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 9 号、相良村個人情報保護法施行条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 9 号は委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（黒木正照君） 次に、議案第 10 号、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 10 号、相良村情報公開・個人情報保護審議会条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 10 号は委員長の報告のとおり可決されました。



○議長（黒木正照君） 次に、議案第 11 号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 11 号、相良村一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 11 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 12 号、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 12 号、相良村情報公開条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 13 号、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 13 号、相良村印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 14 号、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 14 号、相良村職員の分限の手続き及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 16 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 16 号、相良村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 17 号、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 17 号、相良村子ども・子育て会議条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 18 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 18 号、相良村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 18 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 19 号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 19 号、相良村人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 19 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、議案第 26 号、令和 5 年度相良村一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は、修正ですので、まず、委員会の修正案について採決します。総務文教常任委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立少数です。したがって、総務文教常任委員会の修正案は否決されました。

○

○議長（黒木正照君） 次に、原案について、起立によって採決します。原案に賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立多数です。したがって、議案第 26 号は原案のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 27 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 27 号、令和 5 年度相良村国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 27 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 28 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 28 号、令和 5 年度相良村簡易水道特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 29 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 29 号、令和 5 年度相良村農業集落排水特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 30 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 30 号、令和 5 年度相良村介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○**議長（黒木正照君）** 起立全員です。したがって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○**議長（黒木正照君）** 次に、議案第 31 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第 31 号、令和 5 年度相良村後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

{賛成者起立}

- 議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。



- 議長（黒木正照君） 次に、日程第 2、発委第 1 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発委第 1 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発委第 1 号、相良村議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

- 議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、発委第 1 号は原案のとおり可決されました。



- 議長（黒木正照君） 次に、日程第 3、発議第 1 号、相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定についてを議題とします。趣旨説明を提出者に求めます。2 番議員、坂田朋美君。

{「はい、議長。」と、2 番議員。}

- 2 番（坂田朋美君） おはようございます。発議第 1 号、相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定について。上記の発議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条の規定により提出いたします。提案理由。学校給食は、教育の一環であり、生きる上で基本である食育は、子供が豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくための教育の柱と位置付けられている。学校給食の無償化により、学校給食費の徴収、あるいは督促などの教員の事務負担や学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者の負担の軽減を図り、子育て支援の推進と義務教育無償の理想を実現する。これが、本案の提出理由である。以上です。

- 議長（黒木正照君） 趣旨説明が終わりました。これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。はい、8 番議員。

- 8 番（小善満子君） 8 番です。8 番議員です。提案者に質疑いたします。この今、説明されましたが、提案の理由をですね。全く同じことを、行政が、執行部のほうがちゃんとこの予算、今可決しましたでしょ、みんなが。この一般会計、可決しましたでしょう、今。その中にもちゃんと、この無償化ということで、執行部から説明されておりますよ。この学校給食の教材費についても、そのあと、連合審査がありましたね。その時も議員さんたちがそれぞれ、担当課長に説明してもらって、この関係がで

すね、これ先ほど可決した、この一般予算の中に、学校給食材料費といった1,770万4,000円組んであつとですよ。これは、この学校給食を無償化にするために組んであつとですよ。しかも行政が、執行部のほうが、このように無償化にしますと、6日の当初の開会の日、この説明がございました。予算に対して。この予算に対して、今回は無償化にすると。可決するまではまだ無償化しますよって、現在は言われませんので、もう今可決したから、みんな堂々と言われるわけですよ。それなのに、何でこんなのを改めて出すんですか。質疑しますので答えてください。どういう変わった無償の仕方があるのか。どうぞ。

○議長（黒木正照君） はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

○2番（坂田朋美君） お答えします。定例会初日のほうに担当の課長さんより報告を、内容を、実質無償化のお話を伺いました。当日に提出ということで、私もその時に初めて知りました。以上でございます。

○8番（小善満子君） 初めて。

○2番（坂田朋美君） はい。

○8番（小善満子君） 下がって。

○議長（黒木正照君） はい、

○8番（小善満子君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） 8番議員。

○8番（小善満子君） 今、答弁を聞きましたら、初めて聞きましたって。なんていうこと。

{「内容について、・・・。」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） 4番議員。

○8番（小善満子君） 議会のやり方、黙れ。

{「内容について、」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） 4番議員、静かに。

○8番（小善満子君） 議会のですね、

{「あの・・・。」と、4番議員。}

議会の当初そのように執行部が今年は、

{「・・・。」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） 4番議員、発言をやめて

○8番（小善満子君） 給食費につきましては、無償にしますと提案があつとですよ。それなのに、改めてこんな何で出すのかなって、

{「・・・。」と、6番議員。}

○議長（黒木正照君） 6番議員、

○8番（小善満子君） もう不思議で

{「だから、議長が・・・」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） 4番議員、6番議員、発言やめて。発言やめて。

{「内容についての」と、4番議員。}

4番議員、発言をやめてください。

{「地方自治法と会議規則に則ったきちっとした」と、4番議員。}

発言を禁止しますよ。

{「だから、内容についての質疑をしないと質疑じゃないでしょ。」と、4番議員。}

4番議員、発言をやめてください。

{「だから、議長が」と、4番議員。}

許可していません。8番議員、

{「議長が・・・しっかりしきらんからですよ。」と、4番議員。}

○8番（小善満子君） 徳田議員、あんたはなんでそんなに質問すると。

○議長（黒木正照君） 8番議員、8番議員、

○8番（小善満子君） あんたには質問してない。今は。

○議長（黒木正照君） 8番議員、

{「だからちゃんと指摘をしてるんじゃないですか。」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） 4番議員、4番議員、発言を禁止します。

○8番（小善満子君） あの

{「いやそんなことより質疑をしてください。」と、4番議員。}

○議長（黒木正照君） 発言を禁止します。

{「質疑をしてください。はい、終わり。」と、4番議員。}

○8番（小善満子君） 質疑しよつとでしょ。今。

○議長（黒木正照君） 8番議員、どうぞ続けてください。

○8番（小善満子君） どぎゃんとか質疑ね。

{「だから質疑してください。どうぞ。」と、4番議員。}

質疑たい。これが。

○議長（黒木正照君） はい、8番議員、どうぞ続けて。

○8番（小善満子君） あのですね、このことについては、正確な、質疑したことについての答弁がないから、再度、私がまたしよつとですよ。何を考えて、こういうような発議をしたのか。それを、心理を聞いたか。何でこのようなことを出したんですか。執行部が、6日の日の、最初の初日に、この提案する時の執行部の説明がありました。村長から。それから各種常任委員会、連合審査においても、いろいろこういうことについて担当課長に質問して、この無償化にするように予算を組んでおります。無償化しますっては言われんですよ。まだ通つとらんで。だから無償化するように予算を計上しておりますと言われたのに、何で改めてこんなのを出すのか七不思議。もう1回答弁して。

- 議長（黒木正照君） はい、2 番議員。
 {「はい。」と、2 番議員。}
- 2 番（坂田朋美君） はい、お答えします。発議の内容については、この定例会が始まる前に考えておりました。その初日のほうに出そうということで準備を進めて参りました。その前に担当の課長のほうで説明を受けまして、受けたというのが、すみません、実際のところであります。以上です。
- 8 番（小善満子君） はい、議長。
- 議長（黒木正照君） はい、8 番議員。
- 8 番（小善満子君） 何回言っても答弁になっておりません。このことについて理解しとんなさらん。だから何回質問しても理解しない人が答弁するということは、私も本当に憤慨します。だからこのことについては、もうこれで質疑は終わります。以上です。
- 議長（黒木正照君） はい。他にご質疑ありませんか。
 {「はい、議長。議長、はい。」と、4 番議員。}
- はい、4 番議員。
 {「・・・。」と、呼ぶ者あり。}
 {「冷静に。」と、4 番議員。}
- 4 番（徳田正臣君） はい。私は賛成者になっておりますけども、提出者にお尋ねいたします。この実質、学校給食の無償化について、議員の皆様方は、ただは良うなかもんなど、保護者に負担させんばいかんもんなどということを、しきりに、昨日も一昨日も言っておられましたので、この実質、保護者の負担は直接的にはないわけですけども、無料とかたただではないです。世の中は。ですから、そこのところの無料とか、保護者の無料とか、ただは良くないなということに対して、提出者として、それでもあえて保護者の負担がないように、この条例案を提出された思い、趣旨というのはどういうものかお尋ねいたします。
- 議長（黒木正照君） はい、2 番議員。
 {「議長、おかしいって、こんなの。提案者がよ、提案者が質疑すつとよ。」と、8 番議員。}
- {「いや、ちょっと違います。」と、4 番議員。}
- {「おかしいって、・・・。」と、8 番議員。}
- 議長（黒木正照君） はい、皆さん、静かに、静かにしてください。はい、2 番議員。
 {「・・・。」と、呼ぶ者あり。}
- {「いや議長。」と、4 番議員。}
- いや、静かにしてください。
 {「議長、8 番議員にはら言わないと。不規則発言、平等に。」と、4 番議員。}
- 静かにしてくださいと言ってます。はい。どうぞ。

{「そうですよ。私は・・・ないですから。」と、4番議員。}

あおらないでください。4番議員。

- 2番(坂田朋美君) お答えいたします。親御さんにおいて、一応税を納めてらっしゃるかと思えます。その税を使われ方という意味で、一応税の教育になるものではないかなと、そういう思いがあって今回、発議いたしました。以上です。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

- 議長(黒木正照君) もう1回、聞こえないそうです。もう1回いいですか。

- 2番(坂田朋美君) はい。親御さんにおきましては、納税をされているかと思えます。その納税された方の税の再配分と申しますか、その税の使われ方ということ、児童生徒さんのほうにも知っていただく良い機会になるのではないかと思います。提案いたしました。以上です。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

- 議長(黒木正照君) はい、4番議員。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

- 4番(徳田正臣君) ちょっと今、提出者が言われたことは、無料とか、ただやっでとか、保護者の負担がないということの一部議員の方が、言われてる方いらっしゃるわけですが、そうではないと。要するに世の中はお金が必要なのは当然、動くのは当然だから、この給食費の実質無償化という意味を考えれば、保護者の方が税金として納められた会費の中から給食費が負担されるから、ただとか無料ではないんだということ、税務教育も含めてやっていく。食育、そして保護者の負担軽減ということで、一体とした考えを持って提案されたということによろしいんですかね。

{「はい。」と、2番議員。}

- 4番(徳田正臣君) はい、分かりました。じゃあ私は以上でいいです。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

- 議長(黒木正照君) はい、他にご質疑ありませんか。

{「はい。」と、1番議員。}

はい、1番議員。

- 1番(川邊一徳君) おはようございます。1番、川邊です。提案者に質疑いたします。1人で作成されたかなど、どこの地域の条例案を参考にされたかなどは、お尋ねいたしません、令和5年度が無償化と決まっている中で、この条例が意味する効力というのがあるのか、お尋ねいたします。

- 議長(黒木正照君) はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

- 2番(坂田朋美君) はい、お答えいたします。先ほど一応質疑で説明申しましたとおり、たまたまなんですけど初日に我々、私の発議の内容と一致したということで、効力といいますか、ほぼ同じ内容ではないかと思えます。以上です。実質的には同じ

になるかと思えます。以上です。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

実質的には同じになるかと思えます。以上です。

○1番（川邊一徳君） はい、議長。

○議長（黒木正照君） はい、1番議員。

○1番（川邊一徳君） はい。効力は、令和5年度については効力はないということで理解でよろしいでしょうか。よろしいということで。次にもう1点お尋ねなんですけれども、先ほど一般会計予算が可決されております。この中には、給食費の保護者負担分を計上されており、そのことを反対されております。一方では、給食費の無償化とっていけないかもしれないですけど、給食費の保護者負担分について反対をされており、片や一方では、こういうふうにしたほうがいい。保護者、無償化と、先ほどは、言葉はふさわしくないということでしたけれども、保護者の負担をなくすということと言われております。そこに矛盾が生じているような気がしてお尋ねするわけなんですけれども、一方では保護者負担はすべきであり、反対するというので、先ほど反対討論はされてませんけれども、実質上反対されておるわけですので、保護者負担は必要だということで反対されておる。片やもう一方としては、税の勉強をするためにも保護者負担は、税金の使い道としてお金を回すことにより、実質、給食費の無償化を進めておられる。そこの矛盾についてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（黒木正照君） はい、2番議員。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

4番議員、発言をやめてください。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

2番議員。6番議員もやめてください。皆さん、私語をやめてください。はい、2番議員。

{「はい。」と、2番議員。}

6番議員、やめてください。

{「・・・。」と、4番議員。}

もう4番議員、発言を禁止します。本当に。

{「じゃあ、すべてあの同じように、」と、4番議員。}

いいですか。今後しますよ。これ以上発言されると、

{「地方自治法、」と、4番議員。}

4番議員、議長として4番議員、発言を禁止します。これ以上、発言を禁止します。いいですね。今後、発言を禁止しますよ。

{「発言しますよ、私は。」と、4番議員。}

します。禁止します。

{「・・・。」と、6番議員。}

6 番議員もやめてください。

{「ちゃんと地方自治法・・・。」と、4 番議員。}

{「答弁をお願いします。」と、1 番議員。}

うん。

{「・・・、じゃなかる。」と、4 番議員。}

{「お願いします。」と、1 番議員。}

○2 番（坂田朋美君） はい、お答えします。修正案に対して賛成と、今の部分について、無償化には一応賛成ということでお答えをいたしました。

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

はい。実質は、

{「・・・。」と、呼ぶ者あり。}

はい。

○議長（黒木正照君） 6 番議員と 4 番議員、静かにしてもらえませんか。

○2 番（坂田朋美君） 流れ的には矛盾はしてないと思います。

○議長（黒木正照君） それで結構です。お帰りください。

○2 番（坂田朋美君） はい。

○議長（黒木正照君） 各議員の方に議長として再度、申し上げます。自席からの許可無しの発言はやめてください。はい、1 番議員。

{「はい、議長。」と、1 番議員。}

○1 番（川邊一徳君） 矛盾がないということであってちょっと疑問に思うんですけれども、修正案が出されて、それが否決された。ですので元に戻って、今度は原案について出されている訳なんで、本来なら原案に戻って、修正案はもうなかったことになってるので、原案について賛成なのか反対なのかってところの話になるんで、本来ならそれは戻っているんで、修正案というのはない話になっているので原案について賛否をするということだと理解すると、現在の原案可決された部分については反対、その中には給食費の無償化が入っているというふうには理解するところでもありますから、これは矛盾してるんじゃないかなというところでお尋ねしたところがございます。

{「・・・。」と、4 番議員。}

○議長（黒木正照君） 4 番議員、

{「いや、」と、4 番議員。}

○議長（黒木正照君） 何遍も言わせないでください。

{「・・・。」と、4 番議員。}

○議長（黒木正照君） もう 4 番議員、発言禁止、よろしいですか。

○1 番（川邊一徳君） 以上でございます。

○議長（黒木正照君） もうこれ以上の発言は禁止します。

{「……。」と、4 番議員。}

○議長（黒木正照君） 言うことを聞いていただければ退席いただきますので、
{「今の発言禁止はですよ、議長。質疑の場面での発言禁止ですので、」と、6 番議員。}

○議長（黒木正照君） いやもうこれ以上の発言は禁止します。

{「……。」と、6 番議員。}

{「……気にせんでっちやよかと。地方自治法知らんとやっで。」と、4 番議員。}

○議長（黒木正照君） はい。6 番議員もよろしいですか。これで発言を禁止しましたからね。

{「発言は禁止たいね……。」と、4 番議員。}

はい、他にご質疑ありませんか。はい、

{「はい、次……。」と、4 番議員。}

質疑ありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。次に、議案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、呼ぶ者あり。}

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

はい、6 番議員。

○6 番（西本巳喜男君） 6 番、西本です。賛成討論を行います。今まで質疑の中でいろいろお話がありましたし、もともとこの流れを早い段階から感じておりましたし、条例案として出すべきだということで思っておりました。たまたま今日になったということで。条例、条例を決めて決定してから、予算の決定に進むという流れが本来かなと思っておりますし、今日の日程にしても、この発議第 1 号が先に来て、そして、可決していくべきで、そうするとこれを可決してあげる条例、可決して予算の 26 号が可決という流れが一番いいかなという、思っておりました。条例が一番優先だというふうに思っておりました。それと、さっきの 1 番議員が質問、質疑しましたけど、修正案を私ども 3 人出しましたし、それが否決されました。ならば本体に戻って本体を、それを否決するのは当然な流れだし、内部について給食の無償化云々については違う世界ですので、この条例、条例が一番大事だと思っておりますもんで、あえて条例を出したということで、時系列的な前後あるかしらんけど、条例一番決めるべき、決めて予算を可決というのが流れかと思っておりますもんで、これについては当然の流れということで、賛成するものであります。以上です。

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

大事なもの忘れたね。

○議長（黒木正照君） はい。次に、議案に反対者の発言をします。

{「反対。」と、8 番議員。}

はい、8 番議員。

○8番（小善満子君） 先ほども、質疑にも言いましたが、この相良村学校給食費の助成に対する実質無償化を実施する条例の制定について。これはもう何回も質疑の時に言いましたが、すでに執行部のほうからこのようなことは提案されております。議会はただ提案されたことにつきまして、議会としての最高の議決権を発揮すれば、履行すればいいわけなんです。私たち議会に与えられておるものは議決権が一番最高の権利です。だから、提案されたことについて良いか悪いかを判断して議決すれば、それだけでこういうことを出す必要もないんですよ。あなた達も賛成なら賛成で、執行部のことにかけて、そのことについて、議決して、自分の議員としての責任を履行すればいいんですよ。ということで、このことについては、私は不必要と考えておりますので。以上で終わります。

○議長（黒木正照君） 次に、議案に賛成者の発言を許します。

{「はい。」と、4番議員。}

4番議員、ちょっとお待ちください。4番議員に申し上げます。先ほど再三注意しましたが、発言を続けたので発言を禁止しました。

{「はい。」と、4番議員。}

地方自治法129条によって禁止しましたので発言はできません。お帰りください。

{「・・・。」と、6番議員。}

{「ちゃんと発言させんば駄目ばい。」と、4番議員。}

{「・・・。」と、6番議員。}

できません。お帰りください。

{「あの、議長、」と、4番議員。}

暫時休憩。



休憩 午前10時54分

再開 午前11時24分



○議長（黒木正照君） 休憩前に引き続き会議を開きます。相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定について、質疑を行います。すみません。賛成討論を行いたいと思います。次に、議案に賛成者の発言を許します。

{「はい、議長。」と、4番議員。}

4番議員。

○4番（徳田正臣君） はい、私は、この発議第1号の相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定に関しまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。まず、これはよくよく考えていただいて、ご理解いただけるものだと思いますが、執行部からの、村長からの予算は既に可決されたところでありまして、予算は成立したところでありますが、ご存知のとおり我々は民主主義の国家社会でありまして、

やはり議会と執行部との役割がありまして、やはり執行する法的根拠。法的根拠というのは規則も含めて、法的というのは広義の法律ですから。広義の、広いですね、広義の法律でありまして、執行する根拠が必要であります。村においては条例か規則が必要でありまして、その具体的な根拠はまだないわけです。予算が成立したというだけであって執行の根拠がないわけでありまして、令和2年、私も例を見ましたけど給食費に関する条例がありますが、それは一般的に村長が減免するような規定であって、これは実体法的な内容であって、給食費の補助、実質無償化をするというような具体的な手続き条例がございません。ですから今回、たまたま執行部から上がってきた予算案の中で給食費の無償化、実質無償化をするというのと、うまくマッチしたということで、これは喜ばしいことではないかと私は思っております。まさに議会と執行部がうまくいったいいケースであります。ですからここで、むしろ条例、この後、執行部のほうで規則を定められても、定められるべき条例がなければ、規則を定めなければいけないわけでありまして、規則がないので、ここで議会からの提案の条例、手続き条例案を認めて、議会で可決させていただいたほうが、これは間違いなくスムーズに行くという話であります。ですから、予算ができなかったんだから条例はいらないんだというのは、これ全く間違った見解であるということは、ご理解いただけるものと思っております。それから、あとは一般会計の予算、当初予算につきまして、修正案を出しました。私どもですね。修正案については、川辺川の魅力発信事業の件と茶湯里への補助金の件を修正、減額するという件でありましたけども、それを落として否決されまして、原案に戻ったということは事実であります。原案に賛成をしたから矛盾するって言うこと言われましたけども、よく考えてください。条例というのは準備して執行する根拠でありますので、今回の、はっきり申し上げて今回、執行部のほうから予算が、実質無償化する予算が上がってなくても補正でもよろしいし、来年、令和6年度からやったっていいんです。ですから、矛盾はしないということをご理解いただけるものと思っております。いずれにしましても、この今回の予算と条例案が執行部と議会がマッチしたって言うことは、非常に前向きな議会と村長、執行部との協働関係というのが生まれてくる結果でありますので、保護者の方は喜ばれると思っております。まさに食育と保護者の負担軽減により子育て支援。それと大事なのは税務教育も含めてやるということをお願ひしたいのは、子供たちは、保護者もつい、一部の議員さんも言うておられましたけど、ただとか、無料と言われますけど、ただ無料はないですから、どこかでお金が動いてますので、それは税金で動いてるということで、税務教育も含めて今後しっかりやっていく機会ととらえられたら、私はよろしいんじゃないかなと思っております。そういうことでこの条例案は、もう、絶対にこれは全会一致で、議員の皆様方がせっかくこれだけ議論していただいたわけでありまして、可決していただきますように、私は賛成討論をしたところでありまして。以上です。

○議長（黒木正照君） はい。次に、議案に反対者の発言を許します。

{「はい。」と、8番議員。}

先ほど、

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

{「これも、」と、8番議員。}

これ1回されました。

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

{「まあ1回しますよ。」と、8番議員。}

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

{「いけんと。」と、8番議員。}

はい、1回です。

{「ただ言い方が別の言い方をしたからですよ。」と、8番議員。}

いや、すみません。1回でお願いします。次に同じく、他に賛成者の発言を許します。

{「何回でもしてもよかとよ。」と、8番議員。}

次に、原案に賛成者の発言を許します。討論がありませんので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、発議第1号、相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。発議第1号、相良村学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

{「……。」と、呼ぶ者あり。}

○議長（黒木正照君） 起立小数です。したがって、発議第1号は否決されました。すみません。ここで暫時休憩をお願いします。



休憩 午前11時30分

再開 午前11時35分



○議長（黒木正照君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案第14号の採決の際に、議案第14号は、委員長の報告のとおり可決されましたと言うべきところを、議案第15号は、と述べましたので訂正します。また、日程第1で、議案第15号の採決を行っておりませんでしたので、ただいまから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第15号、相良村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

{賛成者起立}

○議長（黒木正照君） 起立全員です。したがって、議案第 15 号は委員長の報告のとおり可決されました。

○

日程第 4 議員派遣の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 4、議員派遣の件を議題とします。お諮りします。議員派遣については、相良村議会会議規則第 128 条の規定に基づき、配布しました資料のとおり派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については資料のとおり派遣することに決定しました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

○

日程第 5 閉会中の継続調査申し出の件

○議長（黒木正照君） 次に、日程第 5、閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。本件は、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業福祉常任委員会、広報発行特別委員会、川辺川ダム・治水対策特別委員会の各委員長から所掌事務及び所管事務の調査について、会議規則第 74 条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることに決定しました。

○

○議長（黒木正照君） ただいま、議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

{「異議なし。」と、呼ぶ者あり。}

異議なしと

{「今、言ったとおりですね。」と、4 番議員。}

はい。

{「はい。余分に削除せんようお願いします。」と、4 番議員。}

今、言ったとおりです。

{「はい。」と、4番議員。}

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。これで本日の日程は、全部終了しました。令和5年第4回相良村議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。



閉会 午前 11 時 38 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

相良村議会議長

相良村議会議員

相良村議会議員